一般財団法人伊勢神宮崇敬会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人伊勢神宮崇敬会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県伊勢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神宮の御神徳を宣揚し、社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 文化及び芸術の振興
 - (2) 児童及び青少年の健全育成
 - (3) 会員組織の拡充と展開
 - (4) 宿泊、研修施設等の運営
 - (5) 会報、図書その他の印刷物の編纂と刊行
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会及び評議員会で定めた財産 は、この法人の基本財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事 会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長

が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、 同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議 員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなけ ればならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款を主たる事務所に備え置く ものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(評議員の任期)

- 第 11 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の 満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、 新たに選任された者が就任するまで評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第14条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 事業計画書及び収支予算書の承認
 - (3) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、財産目録の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(決議)

- 第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員 の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び当該評議員会に出席した評議員の中から選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に 記名押印しなければならない。

第6章 総裁及び役員

(総裁)

第20条 この法人に、総裁を置くことができる。

総裁は、理事会で推薦し、評議員会の決議を得て推戴する。

2 総裁は、法人の名誉を象徴する。

(役員の設置)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 5名以上15名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を理事長とする。
- 3 前項の会長、副会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事 とする。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係 にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事長は、会長の命を受けて会務を掌理し、会長及び副会長が共に事故ある時又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 代表理事は、事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告 しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の

調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会 の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結 の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、評議員会における決議を経て報酬等を支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び理事長の選定及び解職

(招集)

- 第30条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、出席した理事の互選による。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、 議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、そ の提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた ときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第 34 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、そ の事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第23条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 顧問及び代議員

(顧問及び代議員)

第36条 この法人に顧問及び代議員を置くことができる。

(選任及び解任)

- 第 37 条 顧問は、神宮の崇敬者にして学識経験のある者、又はこの法人に功労のあった者の中から、若干名を理事会において選任する。
- 第38条 代議員は、各都道府県の神宮崇敬者で徳望が篤い者又は学識経験がある者の中から、理事会において選任する。
- 2 代議員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(職務及び権限)

- 第39条 顧問は、この法人の重要事項について会長の諮問に応じる。
- 2 代議員は、代議員会を組織し、評議員会において審議した事項及び法人業務に関し、会長が必要と 認める事項の報告を受け、評議員会に対して必要な助言を行うことができる。
- 3 顧問及び代議員は無報酬とする。

第9章 事務局

(事務局)

- 第40条 この法人に事務局を置く。
- 2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第10章 地方本部

(地方本部)

- 第41条 この法人の運営を円滑にするため、全国の都道府県に地方本部及び支部を置くことができる。
- 2 地方本部並びに同支部には、本部長及び支部長を置く。

第11章 会員

(会員)

- 第 42 条 この法人に会員を置き、この法人の目的に賛同し、事業に協力する個人又は団体を、会員と する。
- 第 43 条 この法人の会員の種別、会費、名称等は、理事会の決議を経て、評議員会の承認により別に 定める規則によるものとする。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第 45 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配)

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法 人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に 贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

- 第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他のやむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第14章 補則

(委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認 定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準 用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第 106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の 規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始 日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は豊田章一郎、髙城治延とする。

附則

この定款の変更は、平成30年4月1日から施行する。